

”カスハラ”対策義務化への 整理と確認、今後の対応方法について

今年の10月1日からすべての企業に対して「カスタマーハラスメント（カスハラ）」の対策が義務化されます。中小企業等への猶予期間はなく、労働者を1人でも雇うすべての事業主が対象となります。今回の義務化に伴い、何をしなければならないのか、どのように運用していくべきか、など自社の現状と照らし合わせながら、要点などを確認できるセミナーです。

こんな方にオススメ！

- ・今回の改正のポイントや対応策を知りたい、確認したい方
- ・パート・アルバイト含め1人でも従業員を雇用している事業者
- ・自社で対応策を検討しなければならない！

※受講料無料

2026年

申込締切：10/13（火）まで

10月15日(木)14:00-15:30

●会場：諏訪商工会議所 会議室（諏訪市小和田南14-7）

●内容

- ◆今回の改正にあたり義務化されたことは何？
- ◆企業として制度改正によって
何が求められるのか、何をすべきか
- ◆どのように運用・実現していくべきか
- ◆従業員への周知をどのようにしていけばよいか

★セミナー後、
個別相談も可能です。

★オンライン受講も可能です。

★QRでも申込可能です。



●講師紹介



渚社会保険労務士法人
松本オフィス
代表社員

山本 綾子 氏

大学卒業後、システム会社でプログラマーに。
その後、ご縁があり松本市に移住。新たな仕事でパート社員から正社員となり、労務管理に携わる中で法律の壁に直面し、社会保険労務士を志す。現在は、松本市内を中心に会社内の皆様がお互いに理解し合い、成果を出せるように社会保険労務士の視点から支援されている。

申込方法は、上記のQRコード または FAX（0266-57-1010）にてお願いします。

受講申込書：10/15(木)の本セミナー

事業所名	★ 受講方法： 現地 ・ オンライン (どちらかに○をお願いします)		
受講者名		受講者名	
TEL		メール アドレス	

※ご記入頂いた個人情報は、本セミナーのみで使用させていただきます。

お問い合わせ先：諏訪商工会議所0266-52-2155